

事業者等による地域貢献活動の推進に関する条例運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、事業者等による地域貢献活動の推進に関する条例（令和6年愛知県条例第1号。以下「条例」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(市町村が実施する施策)

第2条 条例第5条の規定による市町村が実施する事業者等による地域貢献活動の推進に関する施策は、総合的なまちづくりに関する事業のほか、事業者等による地域貢献活動の推進に関する基本理念・関係手続等を定める条例・指針等の策定を含むものとする。

(地域貢献活動例)

第3条 知事は、条例第8条第1項の規定による事業者等による地域貢献活動の推進に関する取組に資するよう、地域貢献活動例を示すものとする。

(新設等の届出に係る知事の意見)

第4条 知事は、条例第10条第1項の規定による届出があったときは、必要に応じ、当該届出をした者（以下「新設者等」という。）に対し、当該届出の内容又は地域貢献活動の実施に係る意見を書面により述べるものとする。

(市町村等への情報の提供)

第5条 新設者等は、条例第10条第1項の規定による届出に当たり、当該届出に係る大規模小売店舗の所在地の属する市町村（以下「所在市町村」という。）及び店舗が所在する地域の地域商業関係団体（以下「所在地域商業関係団体」という。）への情報の提供を行うよう努めなければならない。

(説明会の開催方法等)

第6条 条例第11条第1項の規定による説明会は、次に掲げる事項に留意して開催するものとする。

- (1) 平日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日又は土曜日（以下「休日等」という。）以外の日をいう。）の原則午後7時以降又は休日等に、十分な人数を収容することができる施設で開催すること。
- (2) 新設者等が運営すること。
- (3) 新設者等が出席し、説明を行うこと。
- (4) 新設者等は、参加者の質問に対して誠意をもって回答すること。
- (5) 説明会の開催回数は原則1回とすること。ただし、大規模小売店舗の立地がその周辺の地域の生活環境に与える影響が特に大きいと認められるものを新設等する場合等にあっては、複数回開催するよう努めること。
- (6) 説明会の開催日時及び場所の決定は、県及び所在市町村と協議の上で決定すること。

2 条例第11条第1項の規定による説明会は、条例第10条第1項の規定による届出の内容を地域住民に周知するために行うものであって、小売業の地域的な需給状況を勘案して調整するために行うものではない。

(説明会の周知方法等)

第7条 条例第11条第2項の規定による説明会の開催の周知は、大規模小売店舗の敷地境界から少なくとも2キロメートルの範囲を対象として、原則として、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙4紙に、説明会の開催案内を掲載する方法又は説明会の開催案内を掲載したチラシの折込みの方法により行うものとする。

2 新設者等は、条例第11条第2項の規定による説明会の開催の周知をする際には、近隣の学校、所在地域商業関係団体等に対しても周知するよう努めるものとする。

(説明会の開催状況の報告の添付書類)

第8条 条例第11条第4項の規定による報告をするときは、説明会の開催を周知したことを証するもの及び説明会において配布した資料を添付するものとする。

2 条例第11条第3項の規定による説明会を開催することができないときにおいて、文書を配布すること等により届出内容を周知させた場合は、前項中「説明会の開催を周知したことを証するもの」とあるのは「届出内容を周知させたことを証するもの」と、「説明会において配布した資料」とあるのは「届出内容を周知させるために配布した文書等」と読み替える。

(現地連絡会議)

第9条 新設者等は、条例第10条第1項の規定による届出後、原則2か月以内に事前協議を行うことを目的として県が開催する現地連絡会議に出席するとともに、当該届出に関する説明を行うものとする。

2 前項の規定による現地連絡会議は所在市町村で開催するものとする。

3 第1項の規定による現地連絡会議の参加者は、所在市町村の関係部局、県の出先機関及び所轄警察署並びに近隣市町村(店舗の商圏が他の市町村に及ぶ場合における当該市町村をいう。)とする。

4 知事は、第1項の規定による現地連絡会議においてとりまとめた結果を新設者等及び参加者に通知するものとする。

5 第1項の規定による現地連絡会議においては、条例第12条第3項の規定による地域貢献計画の作成に係る所在市町村への意見の聴取についても行うものとする。

(県庁内連絡会議)

第10条 新設者等は、条例第10条第1項の規定による届出後、原則2か月以内に事前協議を行うことを目的として県が参加者の求めに応じて開催する県庁内連絡会議に出席するとともに、当該届出に関する説明を行うものとする。

2 前項の規定による県庁内連絡会議の参加者は、愛知県大規模小売店舗立地法運用要綱に定める大規模小売店舗立地法庁内連絡会議の構成員とする。

3 知事は、第1項の規定による県庁内連絡会議においてとりまとめた結果を新設者等及び参加者に通知するものとする。

(地域貢献計画の作成に当たって留意する事項)

第11条 条例第12条第1項の規定による地域貢献計画の作成に当たっては、次に掲げる事

項に留意するよう努めなければならない。

(1) 第4条の規定による知事の意見が述べられたときは、これを勘案すること。

(2) 大規模小売店舗を設置する者と当該大規模小売店舗において事業を営む者との協力体制の確立を行うこと。

(3) 地域貢献計画には、撤退等を行うこととなった場合を想定し、あらかじめ、その対応を記載すること。

(地域貢献対照表の作成等)

第12条 条例第12条第1項の規定により地域貢献計画を提出する者は、地域貢献計画の作成と併せて、地域貢献対照表（別記様式第1）を作成し、知事に提出しなければならない。

2 条例第16条第1項の規定により地域貢献計画を提出する者は、地域貢献計画の作成と併せて、地域貢献対照表（別記様式第1）を作成し、知事に提出するよう努めなければならない。

3 知事は、前2項による提出があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その内容を公表するものとする。

(地域貢献計画の作成に係る意見の聴取)

第13条 条例第12条第3項及び第16条第2項の規定による意見の聴取は、地域貢献活動に係る所在市町村及び次項に規定する地域商業関係団体の意見、要望等を新設者等が把握するために行うものであって、小売業の地域的な需給状況を勘案して調整するために行うものではない。

2 条例第12条第3項及び第16条第2項の規定による地域商業関係団体は、店舗の所在する地域に応じて、愛知県商店街振興組合連合会又は店舗の所在する地域を地区とする各商工会とする。

3 条例第12条第3項の規定による意見の聴取は、地域貢献計画作成シート（別記様式第2）を意見の聴取の相手方に提出した上で行うものとする。

4 新設者等は、条例第12条第3項及び第16条第2項の規定による意見の聴取により聴取した意見を地域貢献計画の内容に反映するよう努めるものとする。

(懇談会についての準用)

第14条 第6条から第8条までの規定は、条例第13条第1項の規定による懇談会について準用する。この場合において、当該懇談会は、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第7条第1項の規定による説明会と併せて開催することを妨げない。

(地域貢献活動の実施状況の報告に係る意見の聴取)

第15条 条例第15条の規定による意見の聴取は、条例第12条第1項及び同条第4項（条例第16条第3項において準用する場合を含む。）並びに条例第16条第1項の規定による地域貢献計画の計画期間の中間年度に相当する年度に係る条例第14条第1項の規定による報告の内容について、当該報告を受けた日の属する年度に、地域貢献活動実施状況確認

シート（別記様式第3）により行うものとする。

（既存の一定の大規模小売店舗に係る手続）

第16条 条例附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日において現に存する店舗面積（法第2条第1項に規定する店舗面積をいう。）の合計が3,000㎡以上の大規模小売店舗を設置する者（条例附則第2項の規定により、条例第10条第1項の規定による届出をしたものとみなされる者を除く。）は、法第6条第1項若しくは同条第2項、法第11条第3項又は法附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の届出をするときは、その都度、地域貢献活動報告書（別記様式第4）により、地域貢献活動の実施の状況を知事に報告しなければならない。ただし、同一年度に2回以上の報告は不要とする。

2 知事は、前項の規定による報告があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その概要を公表するものとする。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、事業者等による地域貢献活動の推進に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

2 愛知県商業・まちづくりガイドライン（平成19年10月）（以下「ガイドライン」という。）は、廃止する。

3 条例附則第2項の愛知県行政手続条例（平成7年愛知県条例第28号）第34条に規定する行政指導で知事が定めるものに従ってされた手続その他の行為とは、別表の左欄に掲げる手続その他の行為とする。この場合において、同項によりみなされる手続その他の行為はそれぞれ同表の右欄に掲げる手続その他の行為とする。

別表

ガイドラインに従ってされた手続その他の行為	みなされる手続その他の行為
出店概要書の提出 （ガイドライン3（2）ア（ウ））	条例第10条第1項の規定による新設等の届出
地域説明会の開催 （ガイドライン3（2）ア（エ））	条例第11条第1項の規定による説明会の開催
地域説明会結果報告書の提出 （ガイドライン3（2）ア（エ））	条例第11条第4項の規定による説明会の開催の状況の報告
地域貢献計画書の提出 （ガイドライン3（2）イ（イ））	条例第12条第1項の規定による地域貢献計画の作成及び提出
地域貢献計画書の変更 （ガイドライン3（2）イ（イ））	条例第12条第4項の規定による地域貢献計画の変更
地域貢献懇談会の開催	条例第13条第1項の規定による懇談会の開催

(ガイドライン3(2)イ(ウ))	
地域貢献懇談会結果報告書の提出 (ガイドライン3(2)イ(ウ))	条例第13条第4項の規定による懇談会の開催の状況の報告
地域貢献実施状況報告書の提出 (ガイドライン3(2)イ(エ))	条例第14条第1項の規定による地域貢献活動の実施の状況の報告
次期の地域貢献計画書の提出 (ガイドライン3(2)イ(イ))	条例第16条第1項の規定による次期地域貢献計画の作成及び提出

別記様式第 1

地 域 貢 献 対 照 表

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

氏名又は名称及び法人にあつては
その代表者の氏名

住所

商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例運用要綱^{第 12 条第 1 項}
^{第 12 条第 2 項}の規定により、

次のとおり提出します。

記

- 1 大規模小売店舗の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称
 - (2) 大規模小売店舗の所在地

- 2 対照表
別紙のとおり

(別紙)対照表

項 目	細 目	地域貢献活動内容	地域の期待	計画

注1 「項目」の欄及び「細目」の欄には、別に定める地域貢献活動例に掲げる項目及び細目から該当する地域貢献活動事例の内容を記入してください。

注2 「地域貢献活動内容」の欄には、活動内容を具体的に記入してください。

注3 「地域の期待」の欄には、地域貢献活動内容について、市町村及び地域商業関係団体が期待するものに該当するものに「○」印を記載してください。

注4 「計画」の欄には、地域貢献活動内容について、大規模小売店舗が実施を計画するものに「○」印を記載してください。

地域貢献計画作成シート

年 月 日

所在市町村長殿

地域商業関係団体の長殿

氏名又は名称及び法人にあつては
その代表者の氏名

住所

商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例運用要綱第13条第3項の規定により、次のとおり提出します。

記

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称

(2) 大規模小売店舗の所在地

(3) 大規模小売店舗の規模

①店舗面積 m^2 (増床にあつては増床前と増床後の面積を記入)

②延べ面積 m^2 (増床にあつては増床前と増床後の面積を記入)

(4) 施設の概要

①小売業を行う者の名称、販売する物品の種類

②小売店舗以外の施設の種類の種類

2 地域貢献活動の概要

(1) 地域貢献に対する方針・考え方

(2) 地域貢献活動の期間(5年間)

年 月 日から 年 月 まで

(3) 地域貢献活動のうち特に力を入れたい活動内容の検討

項 目	細 目	検 討 中 の 地 域 貢 献 活 動 内 容	実 施 時 期	予 定 回 数 等

注 項目及び細目には別表地域貢献活動事例一覧の内容を記入。

活動内容は可能な限り具体的に記入。(特に力を入れたい活動のみの抽出で可)

(4) 活動内容の具体化に向けた検討状況

項目・ 細目	具体化に向けた検討内容や課題、 地域や地元商店街との連携の可能性、地域について知りたい情報など

注 (3)に記載した活動の具体化に向けた検討内容等を記入。

地 域 貢 献 担 当 窓 口	担 当 部 署 名	
	電 話	
	F A X	

別記様式第3

地域貢献活動実施状況確認シート

年 月 日

本シートは、下記の大規模小売店舗の地域貢献活動実施状況報告書の内容について、市町村及び地域商業関係団体の皆様と共有し、店舗による取組に一層のご理解をいただくことで、より地域の発展・向上に寄与するべく、ご確認をお願いしています。

各項目について、店舗の取組に対するご意見等をご記入ください。

ご記入いただいた内容は、店舗へお伝えします。

記

1 店舗名

()

2 確認者

() ※市町村担当課名又は地域商業関係団体名

3 地域貢献活動の実施状況に対するご意見等

項 目	細 目	地 域 貢 献 活 動 内 容	ご 意 見 等

4 その他地域貢献に関するご意見

--

地 域 貢 献 活 動 報 告 書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

氏名又は名称及び法人にあつては
その代表者の氏名
住 所

商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例運用要綱第 16 条第 1 項の規定により、次のとおり提出します。

記

1 大規模小売店舗の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称
- (2) 大規模小売店舗の所在地
- (3) 大規模小売店舗の規模

①店舗面積 ㎡

②延べ面積 ㎡

(4) 施設の概要

- ①小売業を行う者の名称、販売する物品の種類
- ②小売店舗以外の施設の種類の

2 地域貢献活動の取組状況の概要

項 目	細 目	取 組 状 況		備 考
		(該当するものに○)		
		実 施 中	実 施 予 定	

--	--	--	--	--

地域 貢献 担当 窓口	担当部署名	
	電 話	
	F A X	

注1 項目及び細目には別に定める地域貢献活動例に掲げる項目及び細目から該当する地域貢献活動事例の内容を記入

注2 備考欄には、具体的な地域貢献活動の内容を記入